

議案第75号

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
長与シーサイドパーク	長与町岡郷6 1 4 番地1 0、1 1 長与町斉藤郷8 4 1 番地5

第4条を次のように改める。

（施設の構成）

第4条 シーサイドパークの施設の構成は、次に掲げるとおりとする。

施設名	場所
フットサルコート	長与町岡郷6 1 4 番地1 0
イベント広場	長与町岡郷6 1 4 番地1 0
ミニイベント広場	長与町岡郷6 1 4 番地1 1
多目的広場	長与町斉藤郷8 4 1 番地5
駐車場1	長与町岡郷6 1 4 番地1 1
駐車場2	長与町岡郷6 1 4 番地1 0
駐車場3	長与町岡郷6 1 4 番地1 0

第8条第1項中「第4条第1号から第3号まで」を「第4条の表」に改める。

別表2を次のように改める。

2 第4条の表に掲げる施設を占有して利用する場合の使用料

施設	区分	単位	金額	
フットサルコート	町民	1 時間	5 4 0 円	
	町民以外		1, 0 8 0 円	
イベント広場	町民		1, 0 8 0 円	
	町民以外		2, 1 6 0 円	
ミニイベント広場	町民		5 4 0 円	
	町民以外		1, 0 8 0 円	
多目的広場	町民		全面・1 時間	1, 0 8 0 円
			半面・1 時間	5 4 0 円
	町民以外	全面・1 時間	2, 1 6 0 円	
		半面・1 時間	1, 0 8 0 円	

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。